

(一社) 茨城県環境保全協会 協会だより

平成 30 年度
第 12 号 (通巻第 57 号)
平成 31 年 3 月 1 日発行
一般社団法人茨城県環境保全協会
発行担当 広報委員会
水戸市平須町 1825-192 平須ビル 202
TEL 029-303-6007
FAX 029-303-6008
Mail info@kankyo-ibaraki.com

清掃記録票を作成していますか？

協会では以前より浄化槽法及び茨城県浄化槽指
導要綱に基づいて、清掃記録票の作成徹底を呼び掛
けており、11条検査の際の確認の効果もあり、記
録票の作成・交付は確実に実施されつつある傾向に
あるようです。しかしながらいまだに記録票の作成
を行っていない清掃業者もあるようで、茨城県の法
定検査の指定機関である(公社)茨城県水質保全協会
からの指摘も受けているところであることから、今
一度会員の皆様に記録票の必要性についてご説明
します。

①背景
浄化槽の清掃及び汚泥(一般廃棄物)の運搬は市町
村の許可を受けて実施しているが、その背景には
「浄化槽法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
「環境省関係浄化槽法施行規則」「茨城県浄化槽指
導要綱」等の各種法令等により細密に規定され、
我々浄化槽清掃業者はその法令等の遵守(コンプラ
イアンス)が求められている。

浄化槽清掃記録票は、上記法令等にもその
作成を規定されており、浄化槽管理者(所
有者・使用者)が毎年受検しなければなら
ないいわゆる11条検査の検査項目でも
ある。したがって、今後は清掃記録票が確
認できない場合には同検査において、「不
適正」との判定が下されることも考えられ
るため、当協会としては浄化槽清掃記録票
の作成を推進し、浄化槽管理者により一層
定期的な清掃についての意識付けを図る
ものであり、それが茨城県内の特に河川や
湖沼の環境保全に寄与し、我々の仕事を守
ることに繋がると考える。

②根拠
今回の浄化槽清掃記録票を作成するにあ
たり、参考とした各種法令等は以下のとお
りである。

環境省関係浄化槽法施行規則 第5条2
項

浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定
による保守点検又は清掃の記録を作成し
なければならない。ただし、法第十条第三
項の規定により保守点検又は清掃を委託
した場合には、当該委託を受けた者(以下
この条において「受託者」という。)は、

保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に
交付しなければならない。

同3項

受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記
録を交付しようとするときは、浄化槽管理者に対し、
その内容を説明しなければならない。

茨城県浄化槽指導要綱 第5条3項
浄化槽の清掃を実施した者は、浄化槽清掃カード
(様式第5号)を参考に記録簿を作成し、その結果を
記録するものとする。

浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質
に関する検査の項目、方法その他必要な事項につ
いて(平成7年6月20日厚生省生活衛生局水道環境
部長通知)

法第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査の
項目
法第一条に基づく浄化槽の水質に関する検査は、
当該浄化槽が、適正な維持管理により所期の処理機
能が確保されているか否かに着目し、保守点検及び

清掃の状況を中心として、次の項目について定期的
継続的に実施するものであること。

(一) 外観検査

(二) 水質検査

(三) 書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回の検
査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に
実施されているか否かについて検査を実施すること。
(四) その他

以上のとおり、清掃記録票はお客様に対するサー
ビスのために記載・交付するものではなく、法令等
により義務付けられているものであります。お客様
(浄化槽管理者)から未交付の指摘を受ける前に、
記録票の作成交付を自ら行っていたり、お任せ
をお願いします。

様式第5号 ※赤文字は記入例です

浄化槽清掃記録票

① 清掃実施日時：平成 29 年 10 月 15 日 (AM PM 10 : 30) 立会者 環境 保全

② 使用者名： (施設名称) 保全工業株式会社 水戸工場	④ 設置場所： (住所) 水戸市〇〇町1-2-3
⑤ 管理者名： 保全工業株式会社	⑥ メーカー及び 型式名： 環保工業 ABC-50
⑦ 処理方式 <input checked="" type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 嫌気ろ床接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 担体流動方式 <input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 分離ばっ気 <input type="checkbox"/> 全ばっ気 <input type="checkbox"/> その他()	
⑧ 作業内容 一次処理装置 (汚泥貯留部) <input checked="" type="checkbox"/> 第1室 <input checked="" type="checkbox"/> 第2室 (引抜量) <input checked="" type="checkbox"/> 全量 <input type="checkbox"/> 適正量 (%)	
⑨ 二次処理装置 (生物処理) <input checked="" type="checkbox"/> 生物処理槽 (<input type="checkbox"/> 全量 <input checked="" type="checkbox"/> 適正量 50%) (<input type="checkbox"/> 担体流動槽 <input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> ばっ気槽 <input type="checkbox"/> その他()) <input checked="" type="checkbox"/> 処理水槽・沈殿槽 (<input checked="" type="checkbox"/> 全量 <input type="checkbox"/> 適正量 %) <input type="checkbox"/> 消毒槽	
⑩ その他 <input type="checkbox"/> 三次処理装置 <input type="checkbox"/> 単位装置() <input type="checkbox"/> 付属機器()	
⑪ 共通 <input type="checkbox"/> 流入管きよ <input checked="" type="checkbox"/> 流入マス <input type="checkbox"/> 放流管きよ <input type="checkbox"/> 放流マス <input type="checkbox"/> 原水ポンプ槽 <input type="checkbox"/> 放流ポンプ槽 <input type="checkbox"/> 中継ポンプ槽 <input type="checkbox"/> その他()	
⑫ 張り水 <input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 処理場水 <input type="checkbox"/> 洗浄水 <input type="checkbox"/> その他	
⑬ 浄化槽の異常 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> 通水 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> その他	
⑭ 搬出浄化槽汚泥 の処分先 水戸市〇〇クリーンセンター	⑮ 汚泥引抜量： 20 (m ³ /ℓ)
⑯ 特記事項 槽内水位の低下がみられますので、漏水している可能性があります。 早急に管理会社へご確認いただき、対処をお願いします。	
⑰ 保守点検業者名 Δメンテナンス	⑱ 清掃業者名 □□クリーン株式会社
⑲ 前回清掃実施日 平成 28 年 10 月 10 日	所在地 水戸市〇〇町9-8-7 電話番号 029-123-4567
⑳ 次回清掃予定 平成 30 年 10 月	㉑ 許可番号 水戸市衛生 第 1 号 ㉒ 担当者名 保全 太郎

※この記録票は、浄化槽法及び茨城県浄化槽指導要綱により作成されたものです。なお、3年間の保存義務
があるほか、法定検査時の必要書類となっておりますので、保守点検票と一緒に保管してください。

浄化槽についてのお問い合わせ先

茨城県生活環境部環境対策課 TEL 029-301-2966
県民センター総室 (県央環境保全室) TEL 029-301-3044
県北県民センター (環境・保安課) TEL 0294-80-3355
鹿行県民センター (環境・保安課) TEL 0291-33-6056
県南県民センター (環境・保安課) TEL 029-822-7048
県西県民センター (環境・保安課) TEL 0296-24-9134

一般社団法人 茨城県環境保全協会
TEL 029-303-6007

公益社団法人 茨城県水質保全協会
TEL 029-291-4000



クリアフォルダーの斡旋を始めました

協会では会員企業の PR 手段のひとつとして、クリアフォルダーの斡旋を始めました。

お客様に清掃記録票等を手渡しする際にも、そのままお渡しするよりもフォルダーに挟み込んでお渡ししたほうが濡れたり汚れたりもせず、好感度もアップするのではないのでしょうか？

ご希望の会員様には有償でお配りいたしますが、両面にもプリントが可能で、両面とも会員企業の PR にお使いいただく場合には 150 円/枚、片面に保全協会の PR を掲載させていただく場合には 120 円/枚となっております。

詳しくは協会事務局までお問い合わせください。

各種講習会を開催しませんか？

会員企業の皆様が業務使用しているバキュームカーのメンテナンス講習会をそれぞれの会社



浄化槽清掃済シールを活用しよう

協会では茨城県第 5 号様式の浄化槽清掃記録カード(記録票)の斡旋と共に、浄化槽清掃記録シールを

で実施することができます。

昨年度は、協会青年部主催で開催をいたしました。その後も会員企業数社でモリタエコノス様の協力のもと、同様の講習会が開催されており、業務の効率化や社員教育の一環として好評をいただいております。

所要時間は半日程度かかりますが、バキュームカーの仕組みから、メンテナンスのポイントを

テナンスのポイントなど懇切丁寧に講習を受けることが可能で、以降は従業員が自分たちの手で車両のメンテナンスを行うことが可能となり、最終的にはコストの削減にもつながる効果が得られます。

モリタエコノス様の出張費等有償での開催になりますので、ご希望の会員様は協会事務局までお問い合わせください。

また、昨年 10 月に開催された浄化槽の清掃に関する講習会の席上でも、ご講義いただいた、浄化槽プロアーメンテカーの安永様からもプロアーメンテカー講習会のご提案いただいたいております。こちらの講習会は料金は掛かりませんので、ご希望の会員様は協会事務局までお問い合わせください。

販売しております。

清掃済シールに関しては、現状法的には貼付の義務はありませんが、清掃をしたのちに浄化槽プロアーメンテカー等に貼付することによって、①清掃をしたことが一目でわかる

② 11 条検査の検査員や管理会社に対しても清掃済であることがアピールできる(11 条検査の際にはシールのみでは指摘されますので、きちんと清掃記録票を発行しましょう) ③ 次回清掃予定を記入できるタイプもありますので、意識づけを図れる④ 清掃会社社名を明記することによりお客様に安心感を与えることができます、等のメリットが考えられます。

シールのお値段は、会社名等を印刷して 12 円/枚で、2,000 枚からの注文を受け付けますので、よろしくご検討ください。

2 月度定例役員会の開催

2 月 20 日(水) 午前 10 時より水戸市平須町の協会事務局において 2 月度の定例役員会を開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。

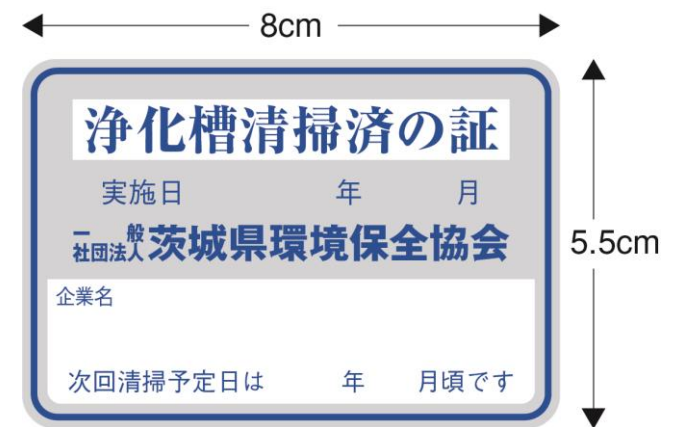
出席理事

秋山理事長・長塚・岡島副理事長 小林・佐野・石井・犬塚・小沼・山村理事(理事 15 名中 9 名出席) 露崎・佐藤監事

協議事項

① 表彰関係(優良事業所)について

表彰する優良事業所について検討し、北茨城市企業衛生(株)様(株)セイコー様(株)スズキ様(株)千代川衛生様(株) 平本企業(株)様を表彰することに決定しました。受賞が決まった会員企業の皆さま



ま、おめでとうございます。表彰式は 5 月 25 日(土)水戸京成ホテルにて行います。

② 協会だよりについて
協会だより 2 月号の内容について広報委員会より提案があり承認されました。県内全ての市町村、県の関係機関に無料配布しています。もし、ご希望の関係者の方がいましたら当協会までご連絡下さい。

報告事項

① 新年会計報告
事務局より 1 月 26 日に水戸京成ホテルにて行いました新年会の会計報告がありました。

② 合特法推進委員会
2 月 14 日に行われた(一社)日本環境保全協会

の合特法適用推進委員会の報告がありました。

以上の内容で役員会を行い、正午に終了しました。

各種表彰を受賞しました

協会の長年にわたる環境保全活動に対し、茨城県より二種類の表彰を受賞することができました。これもひとえに会員企業様のご協力の賜物と感謝を申し上げますとともに、今後とも活動へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

茨城県環境保全功労者表彰を受賞する秋山理事長



茨城県不法投棄防止功労者表彰を受賞する山村理事

